

取引業者様へ

## 公的研究費の適正な運営・管理活動について

### 1. 不正対策に関する方針

公立大学法人公立諏訪東京理科大学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日 文部科学大臣決定 平成26年2月18日改正）」に基づき、国費等を原資とする競争的資金等を中心とした研究資金(以下「公的研究費」という。)の不正使用の防止、適正な運営・管理についての取り組みを行っております。

つきましては、本趣旨をご理解いただき、研究費の不正使用の防止にご協力いただきますようお願い申し上げます。

### 2. 公的研究費の不正使用とは

本学教職員からの依頼により、実態を伴わない虚偽の書類(預け金、品名替等)を作成し、実態があったものとして大学に提出して、不正に研究費を支出させることです。

#### 【預け金】

業者に架空取引を指示するなどして、虚偽の請求書等を作成させることにより、大学から研究費を支出させ、そのお金を業者に管理させるもの

#### 【書類の書換え（差換え、品替え、品転）】

業者に虚偽の請求書等を作成させることにより、大学から研究費を支出させ、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させるもの

#### 【その他】

上記以外の方法による虚偽書類の作成等の不正又は不誠実な行為

### 3. 発注納品等について

- ① 発注…50万円以上の場合：大学が発注します。研究者から発注を受けた場合には本学担当部署までご連絡ください。

50万円未満の場合：研究者からの発注を認めています。

- ② 納品…全件が納品検収の対象となっております

5万円以上の場合：検査員が検査しますので、大学へ納品をお願いします。

5万円未満の場合：発注した研究者の指示する場所へ納品ください。

#### 4. 公的研究費の不正使用に係る処分方針

行われた事象の程度、組織としての関与の度合いを勘案し、一定期間の取引停止処分等といたします。

ただし、過去の不正取引について、本学に自己申告した場合には、情状を考慮し、取引停止期間の減免等の減免措置を講ずる場合があります。

#### 5. 誓約書の提出について

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定 平成 26 年 2 月 18 日改正）」に基づき、公的研究費に係る取引の際に遵守いただく事項について「誓約書」の提出を求めます。

#### 6. 通報窓口について

本学の教職員から不正と思われる依頼があった場合には以下の窓口までお知らせくださいますようお願いいたします。

##### 【相談・通報窓口】

公的研究費の使用に関するルール等の相談

総務課 地域連携係	電話	0266-73-1345
	電子メール	sangaku@admin.sus.ac.jp

##### ○通報窓口

監査室	書面	〒391-0292 長野県茅野市豊平 5000-1 公立大学法人公立諏訪東京理科大学 監査室
	電話	0266-73-1303(監査室) 学内専用内線 211
	FAX	0266-73-1230(監査室)
	電子メール	kansa@admin.sus.ac.jp
	面談	公立大学法人公立諏訪東京理科大学 監査室 〈所在地〉6号館1階 監査室（総務課内）